

1 事業の継続的な改善による特定事業計画の推進

特定事業計画を推進していくに当たって、各事業者は、特定事業計画の具体的な計画の作成（Plan）→事業の実施（Do）→事後評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図ります。

特に、施設整備においては、計画段階からの利用者意見の反映に努めるとともに、整備後の利用状況についても、適宜、利用者意見の反映に努め、より使いやすい改善に取り組むことが重要です。

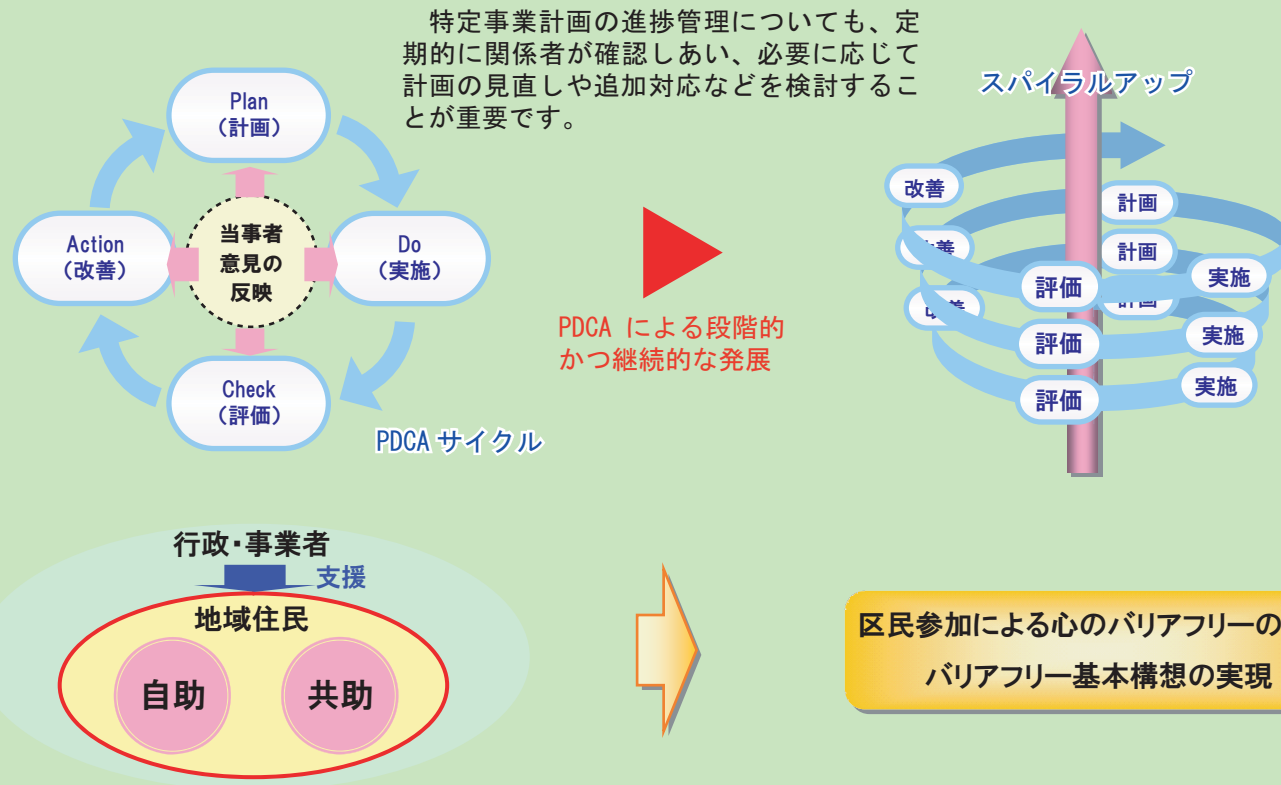
2 積極的な区民参加の実現

本基本構想の実現に向けては、各事業者、関係行政機関が実施する特定事業及びその他の事業だけでは、地区におけるすべての課題を解決することは困難です。

そこで、事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題、区民が生活していく上での身近な課題に対しては、「区民自らができること」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲（地域）が協力できること」を検討し、実現していくことが重要です。

そうすることにより、区民一人一人のバリアフリーに対する意識・理解の向上、さらには「気づき」の醸成につなげていきます。

<特定事業計画>



3 協議会による継続的なモニタリング

心のバリアフリーを含めたバリアフリー化対応の継続的な検討の場作りが必要となることから、基本構想の実現に向けた推進体制の確立を目指します。

具体的には、荒川区・関係事業者・区民で構成する基本構想策定協議会を短期（平成23年～3年程度）、中期（平成23年～5年程度）、長期（平成23年～10年程度）的な視点の中で地区の特定事業の進捗確認を行うために、推進協議会（仮称）として再編します。

4 今後の展開

今後は、本基本構想の検討プロセスを通じて得られた知見やノウハウを、他の3地区に展開し、重点整備地区相互のネットワーク形成を図ります。具体的には、生活関連経路の設定において、重点整備地区周辺との連携を考慮することで、地区周辺へバリアフリー化を波及させ、荒川区全体のバリアフリー化につなげていきます。



荒川区都市整備部都市計画課

平成23年（2011年）3月

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

電話：03（3802）3111（代表）

URL：http://www.city.arakawa.tokyo.jp/

町屋駅・区役所周辺地区
バリアフリー基本構想 <概要版>

1 基本構想策定の背景と目的

荒川区では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の施行を受け、これからのまちづくりにおいてバリアフリー化は極めて重要との考えに基づき、平成22年3月に荒川区全域を対象とした「荒川区バリアフリー基本構想」（以下「全体構想」という。）を策定し、バリアフリー新法に基づいた総合的なバリアフリーのまちづくりに着手しました。

平成22年度は、全体構想で設定した四つの重点整備地区のうち、上位計画である「荒川区都市計画マスタープラン」における生活拠点（荒川・町屋拠点）の位置付けがあり、最も優先度の高い町屋駅（東京メトロ千代田線・京成本線・都電荒川線）並びに荒川区役所前（都電荒川線）を中心とした「町屋駅・区役所周辺地区（122.5ha）」を対象に、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等、誰もが安全、安心、快適に移動・利用できる空間を計画的に整備するため、地区別バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定するものです。



重点整備地区の位置

2 地区の基本的指針

<全体構想の基本理念>

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」

<地区の基本的指針>



町屋駅・区役所周辺地区は、密集市街地に位置し、細街路が多く歩車道分離が困難なため、バリアフリー化に当たっては、ソフト面における取組や区民のバリアフリーに対する“気づき”を高めるため、特に「心のバリアフリー」を推進します。



町屋駅・区役所周辺地区は、区役所、サンパール荒川など、区民が日常的に利用する施設が多く、それらの施設相互を連絡する経路については、誰もが安全で円滑に移動できる「バリアフリーネットワーク化」を推進します。

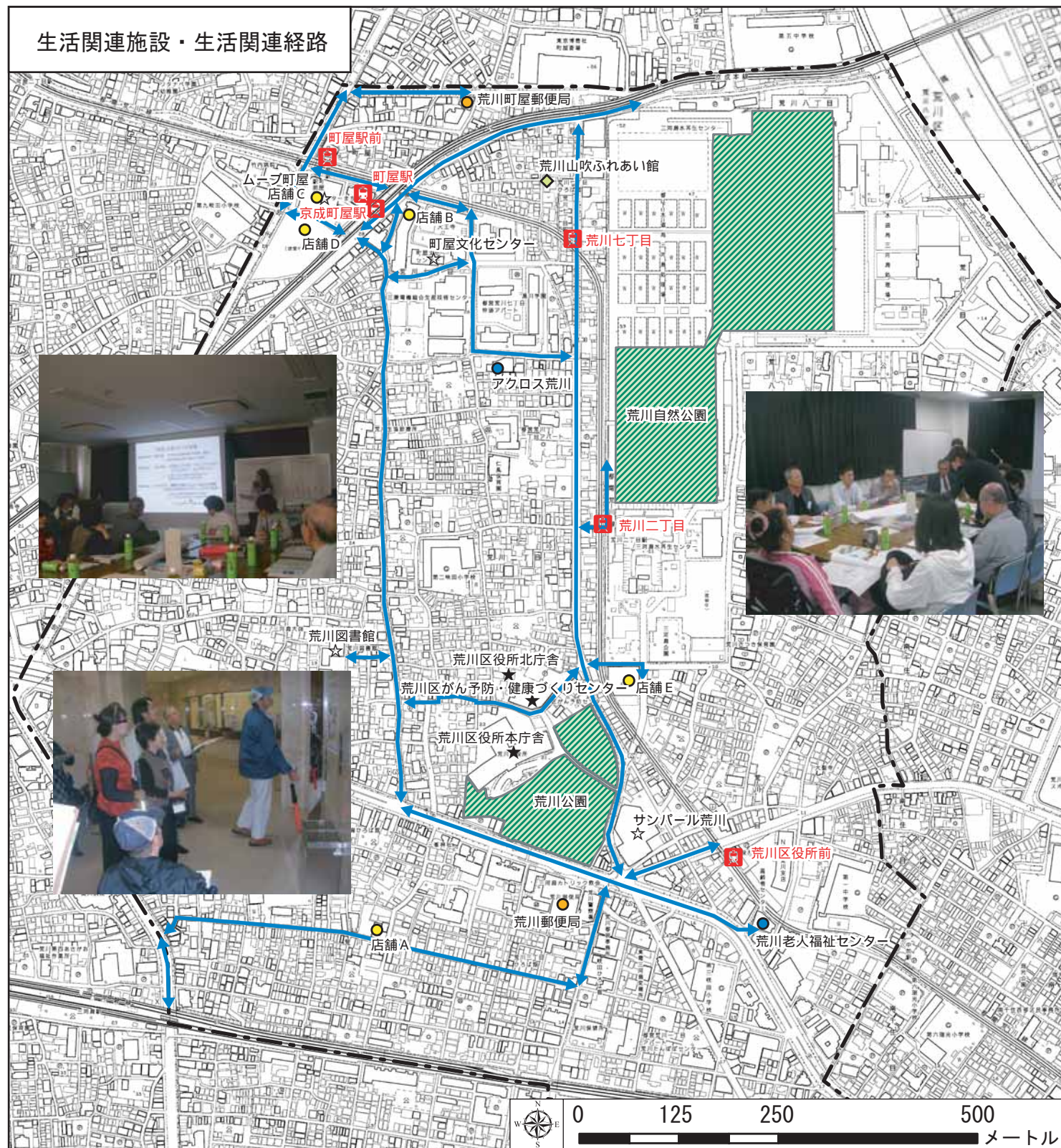


地区内の生活関連施設、生活関連経路の「重点的なバリアフリー化」を先導的に推進し、取り組む内容を他の重点整備地区へ波及させ、さらには荒川区全体に展開します。

荒川区シンボルキャラクター
あら坊

3 重点整備地区における主な取組内容（特定事業計画）

特定事業計画は、「公共交通」「道路」「公園」「交通安全施設」について具体的な事業内容を記載します。その他、「公共建築物のバリアフリー整備の考え方」「心のバリアフリーの取組」についても方針を記載します。



- 凡 例<生活関連経路>
- ① 都道 306 号線（明治通り）
 - ⑦ 区道荒 44・262 号線（荒川中央通り）
 - ⑬ 区道荒 45 号線
 - ② 都道 313 号線（尾竹橋通り）
 - ⑧ 区道荒 44 号線
 - ⑭ 区道荒 185 号線
 - ③ 都道 313 号線（尾竹橋通り）
 - ⑨ 区道荒 162 号線
 - ⑮ 区道荒 104 号線（千住間道）
 - ④ 区道荒 42 号線（サンパール通り）
 - ⑩ 区道荒 290 号線
 - ⑯ 区道荒 72 号線
 - ⑤ 区道荒 42 号線（サンパール通り）
 - ⑪ 法定外通路
 - ⑰ 区道荒 213-1 号線（仲町通り）
 - ⑥ 区道荒 97・116 号線（藍染川通り）
 - ⑫ 区道荒 43・167 号線

※ここでは、特定事業計画の中から主な取組内容を示します。詳しい内容については、基本構想本編に記載しています。

<事業期間>
 ※●：短期（平成 23 年～ 3 年程度）、▲：中期（平成 23 年～ 5 年程度）
 ■：長期（平成 23 年～ 10 年程度）、◆：継続

○公共交通特定事業

施設名	主な整備項目
町屋駅 (東京メトロ千代田線)	●エレベーター内からも見やすい位置への乗換案内サインの設置 ■トイレ改良時における音声案内の設置 ■駅改良時と併せた、ホーム上点字ブロックの改修 等
京成町屋駅 (京成本線)	●階段手すりの点字欠損箇所の補修
町屋駅前停留場 (都電荒川線)	●ホーム上の乗換案内の改善 ■将来の道路整備と併せたホームの拡幅検討
荒川七丁目停留場 (都電荒川線)	●停留場に設置している案内板へのより詳しい周辺施設情報の表示 ●ホームに設置しているスロープの手すりの延長検討 ▲視覚障害者用の案内表示設置の検討
車両（都電荒川線）	◆運転手による車いす利用者への乗降補助
車両（都営バス）	●ノンステップバスの導入

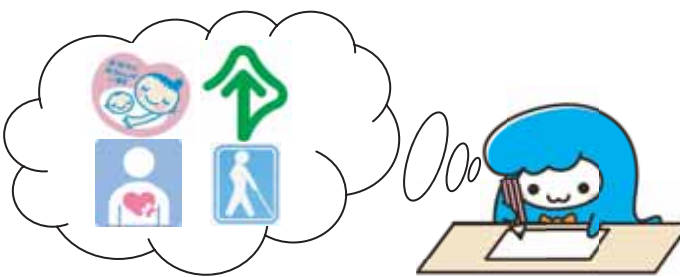
○交通安全特定事業

施設名	主な整備項目
都道 306 号線 (明治通り)	●信号機の時間の長短を検証し、長くする必要のある箇所についての協議・検討 ●荒川警察署前の交差点の自転車横断帯の拡張検討 ●荒川区役所付近の乱横断対策としての横断歩道設置の必要性を判断した上での設置の検討 等
都道 313 号線 (尾竹橋通り)	■宮地陸橋交差点の右折車用補助信号設置の必要性の検討 等
区道 42 号線 (サンパール通り)	◆横断歩道のない箇所における高齢者の乱横断に対する現場での口頭注意の実施
区道 97・116 号線 (藍染川通り)	◆町屋斎場付近の交差点における横断歩道設置の必要性の検証

○心のバリアフリーについて

高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が重要です。そこで町屋駅・区役所周辺地区では、施設整備の推進と同様に、全体構想の基本方針でもある「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、心のバリアフリーの取組内容については、現在、区の関係各課が実施している各種サービス提供やマナーアップなどの既存事業を活用し、取組内容を区民に広報・周知していきます。



使用しているマークについて

- 「マタニティマーク」
妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりのために厚生労働省が公募により選考して定めたマーク
- 「耳マーク」
目の不自由な人の「白い杖」や「くるま椅子マーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示のために考案されたマーク
- 「ハートプラスマーク」
身体の内部に障害がある人の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために考案されたマーク
- 「盲人のための国際シンボルマーク」
世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマーク

